（裁量的開示）

第十三条　館長は、開示の申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第十四条　保有個人情報の開示の申出に対し、当該開示の申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、館長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

（開示の申出に対する対応）

第十五条　館長は、開示の申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、開示申出者に対し、その旨を、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示の期間、場所及び方法その他の必要な事項とともに、書面により通知するものとする。ただし、行政機関個人情報保護法第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2　館長は、開示の申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示しないとき及び開示の申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3　館長は、開示の申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、前二項の書面に、開示しない理由を付記するものとする。

4　第一項及び第二項の規定による通知は、第十一条第三項の書面の提出のあった日から原則として三十日以内に行うものとする。

（第三者からの意見聴取）

第十六条　開示の申出に係る保有個人情報に館及び開示申出者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、館長は、当該情報に係る第三者に対し、開示についての意見を求めることができる。

2　館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとする。

一　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が行政機関個人情報保護法第十四条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十三条の規定により開示しようとするとき。

3　館長は、前二項の規定により意見を求められた第三者が当該保有個人情報の開示に反対する意見を提出した場合において、これを開示するときは、開示に先立ち、当該意見を提出した第三者に対し、開示する旨及びその理由を書面により通知するものとする。

（開示の実施）

第十七条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは館の保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は館の保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴により、これを行う。ただし、文書又は図画の閲覧の方法による場合において、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。

2　館長は、保有個人情報の全部又は一部を開示しようとする場合には、開示申出者に対し、希望する開示の方法その他の必要な事項を記載した書面の提出を求めるものとする。ただし、第十一条第三項の書面に当該事項が記載されていると館長が認めるときは、この限りでない。

3　保有個人情報の開示は、第十五条第一項の規定による通知をした日から三十日以内に行われるようにするものとする。ただし、開示の準備により館の事務に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有個人情報の訂正）

第十八条　館長は、第十一条から第十三条まで又は第二十七条の規定により開示された保有個人情報について、本人から、当該保有個人情報の内容が事実でないとして訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の申出（保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行われたものに限る。）があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正するものとする。

2　法定代理人から本人に代わって訂正の申出（保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行われたものに限る。）があった場合も、前項と同様とする。

（訂正の申出の手続）

第十九条　保有個人情報の訂正の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を館長に提出することにより行うものとする。

一　訂正の申出をする者の氏名及び住所又は居所

二　訂正の申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三　訂正の申出の趣旨及び理由

2　前条の訂正の申出があった場合には、館長は、訂正の申出をした者に対し、別に定めるところにより、訂正の申出に係る保有個人情報の本人であること（同条第二項の訂正の申出があった場合にあっては、当該訂正の申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

（訂正の申出に対する対応）

第二十条　館長は、訂正の申出に係る保有個人情報を訂正するときは、訂正の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2　館長は、訂正の申出に係る保有個人情報を訂正しないときは、訂正の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該書面には、訂正しない理由を付記するものとする。

3　前二項の規定による通知は、前条第一項の書面の提出のあった日から原則として三十日以内に行うものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第二十一条　館長は、第十八条の規定により保有個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（保有個人情報の利用停止）

第二十二条　館長は、第十一条から第十三条まで又は第二十七条の規定により開示された保有個人情報について、本人から、次の各号のいずれかに該当することを理由に当該各号に定める措置の申出（保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行われたものに限る。）があり、当該申出に理由があると認めるときは、館における個人情報の適正な取扱いを保持するために必要な限度で、当該保有個人情報について、当該各号に定める措置をとるものとする。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一　当該保有個人情報が館により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二　当該保有個人情報が第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

2　法定代理人から本人に代わって利用停止の申出（保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行われたものに限る。）があった場合も、前項と同様とする。